

吉川市水道事業開発給水取扱要綱に基づく開発給水協議について

開発給水について協議が必要な事業

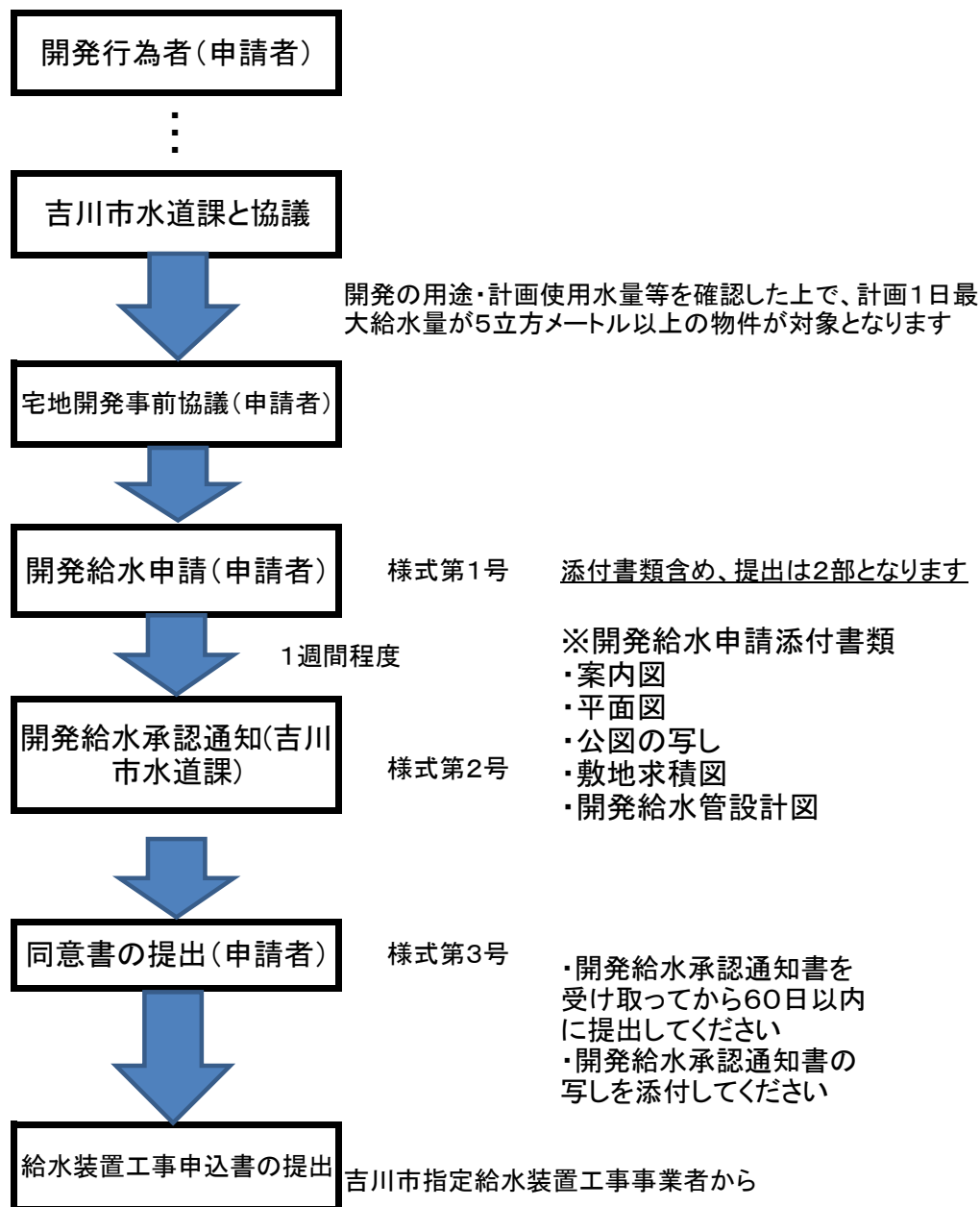
(1) 吉川市水道事業の給水区域内において、計画1日最大給水量が5立方メートル以上の事業

(宅地造成並びに住宅団地開発・共同住宅・中高層建築物、工場、店舗等の建築)

※一般的な専用住宅の場合、1世帯の使用水量は1立方メートルになります。

(2) その他、市長が協議を必要と認めた場合

計画1日最大給水量が5立方メートル未満でも、周辺の給水に影響を及ぼす恐れがあると認められる事業等



※ 申請内容等に変更があった場合には、開発給水変更承認申請書(様式第4号)や開発給水中止届(様式第5号)、氏名等変更届(様式第6号)を提出していただくことがあります。